

ニュージーランド

意匠規則

2011年意匠改正規則(SR 2011/75)により改正された2011年4月19日での1954年規則(SR 1954/224)

目次

第1部 序

規則1 名称, 施行及び編成

規則2 解釈

第2部 手数料

規則3 附則1に基づき納付すべき手数料

規則4 納付時期

規則5 納付形態

規則6 郵便による納付

規則7 ニュージーランド以外からの納付 [廃止]

規則8 手数料納付期日の通知 [廃止]

第2A部 電子的手段による規則の遵守

規則7 この部で使用される定義

規則8 局長と通信する手段

規則8A 電子的手段による連絡の署名要件

規則8B 局長は電子的手段により連絡することができる

規則8C この部と本規則残余部分との相互関係

第3部 様式及び書類

規則9 附則2に定める様式

規則10 書類の寸法等

規則11 パートナiership及び法人による提出書類の署名

第4部 代理人及び通信

規則12 代理人は出願人に代わり行為できる

規則13 代理人への委任

規則14 代理人への送達

規則15 代理人承認の拒絶

規則16 通信の宛先 [廃止]

規則17 本人の署名が要求されることがある

規則18 送達宛先

第 5 部 登録出願

- 規則 19 願書の署名
- 規則 20 使用すべき適切な願書様式
- 規則 20A 出願人は登録証発行の遅延を請求できる
- 規則 21 出願人の死亡
- 規則 22 複数の物品に係る同一意匠の別個出願
- 規則 23 陳述すべき物品の名称及び意匠の新規特徴
- 規則 24 第 8 条に基づく出願

第 6 部 表示

- 規則 25 提出すべき意匠の表示
- 規則 26 意匠の表示を提供する方法
- 規則 27 作成 [廃止]
- 規則 28 見本 [廃止]
- 規則 29 語, 文字又は数字
- 規則 30 表面繰返し模様
- 規則 31 肖像, 記章等
- 規則 32 生存している者の名称又は肖像
- 規則 33 除外意匠

第 7 部 条約出願

- 規則 34 要件
- 規則 35 手続

第 8 部 出願受理の手続

- 規則 36 局長による異論
- 規則 37 聴聞
- 規則 38 審判請求
- 規則 39 未完成
- 規則 40 登録

第 8A 部 意匠出願の回復

- 規則 40A 放棄された意匠出願の回復請求
- 規則 40B 異議申立通知の期間
- 規則 40C 意匠を利用する者の保護

第 9 部 著作権存続期間の延長

- 規則 41 著作権存続期間の更なる 5 年間の延長
- 規則 42 第 3 期 [廃止]
- 規則 43 第 8 条に基づく登録意匠
- 規則 44 納付期限の延長

- 第 9A 部 登録意匠に係る失効した著作権の回復
- 規則 44A 登録意匠に係る失効した著作権の回復請求
- 規則 44B 異議申立の通知の期間
- 規則 44C 意匠を利用する者の保護

- 第 10 部 譲渡等
- 規則 45 登録
- 規則 46 書類の謄本
- 規則 47 権利を主張する者について必要とされる細目
- 規則 48 利害関係の停止
- 規則 49 記載事項の変更
- 規則 50 登録の取消
- 規則 51 一定の場合における遺産管理状の提出免除

- 第 11 部 錯誤の訂正
- 規則 52 申請
- 規則 53 公告
- 規則 54 異議申立
- 規則 55 聴聞

- 第 12 部 証明書及び情報
- 規則 56 局長による証明書
- 規則 57 登録証再発行
- 規則 58 情報請求
- 規則 59 調査請求
- 規則 60 公衆の閲覧に供されない意匠

- 第 13 部 強制ライセンス
- 規則 61 申請
- 規則 62 異議申立
- 規則 63 申請を支持する証拠
- 規則 64 答弁の証拠
- 規則 65 証拠閉鎖
- 規則 66 聴聞
- 規則 67 費用

- 第 14 部 登録の取消
- 規則 68 申請
- 規則 69 手続
- 規則 70 費用

第 15 部 局長への証拠

- 規則 71 証拠の様式
- 規則 72 誓約書等の作成
- 規則 73 誓約等の実施
- 規則 74 書類上の署名の承認
- 規則 75 追加証拠

第 16 部 裁判所への申請及び裁判所の命令

- 規則 76 申請謄本の局長への送達
- 規則 77 裁判所の命令に基づく行為

第 17 部 雑則

- 規則 78 1913 年著作権法適用除外の意匠
- 規則 79 裁量権
- 規則 80 証拠免除の権限
- 規則 81 補正
- 規則 82 期間の延長
- 規則 83 記録の破棄

第 18 部 廃止及び除外

- 規則 84 廃止及び除外

附則 1 手数料

附則 2 様式(省略)

附則 3 廃止された規則(省略)

第1部 序

規則1 名称, 施行及び編成

- (1) 本規則は, 1954年意匠規則として引用することができる。
- (2) 本規則は, 1953年意匠法の施行後直ちに施行される。
- (3) 本規則の次の通り編成される。

規則2 解釈

本規則において, 文脈上別異に解することを必要としない限り,

「法」とは, 1953年意匠法をいう。

「代理人」とは, 局長の納得するよう適法に授権された代理人をいう。

「局長のインターネット・サイト」とは, 局長により, 又は局長に代わり運営されるインターネット・サイトをいう。

「連邦国」とは, 英連邦の加盟国をいい, 国際関係については当該国の政府が責任を有する地域をすべて含む。

「条約出願」とは, 法第21条に基づくニュージーランドにおける出願をいう。

「電子複製」とは, 紙書類の写しであって, 電子的手段により送信又は保存されるものをいう(例えば, 電子的にスキャンされた紙書類の画像, 又はファクシミリで送信された紙書類の写し)。

「紙書類」とは, 目で見え, 触知できる形態及び媒体で表示され又は複製された(例えば印刷による)様式又は書類をいう。

「登録簿」とは, 法第25条に基づき備置される意匠登録簿をいう。

「繊維品」とは, 繊維反物, ハンカチーフ, 及びショールをいい, 局長が随時決定することができる類似の性格を有する他の類の物品も含む。

番号付き様式というときは, 本規則附則2における, そのように番号を付した意匠の様式のことである。

第2部 手数料

規則3 附則1に基づき納付すべき手数料

(1) 意匠の登録及びそのための出願に関し、また、法に基づいて発生する意匠に関するその他の事項に関し納付を要する手数料は、附則1に定めるものとする。

(2) 本規則に定める手数料は、商品及びサービスの税金を含まない。

規則4 納付時期

特許庁宛てに納付を要する手数料及び料金については、出願若しくは申請を行う時、又は本規則に基づいて手数料又は料金の納付を要する通知をするか証書を提出する時に、納付しなければならない。

規則5 納付形態

(1) 手数料は、次の通り納付することができる。

(a) 電子的手段により、又は

(b) 局長が容認できるその他の手段により

(2) 局長は、ある措置について納付されるべき手数料を受領するまで、当該措置を講じない。

規則6 郵便による納付

特許庁宛てに郵便によってなされる納付は、送付者の危険負担とする。

規則7 ニュージーランド以外からの納付 [廃止]

規則8 手数料納付期日の通知 [廃止]

第 2A 部 電子的手段による規則の遵守

規則 7 この部で使用される定義

この部では、

「与える (give)」とは、交付する (issue)、供給する (furnish)、差し出す (lodge)、提供する (supply)、呈示する (produce)、提出する (file)、送付する (send)、又は本規則にいう何らかの方法で与えることをいう。

「情報又は書類」とは、証拠、申請、委任、請求、表示、様式、証明書、陳述書、通知、書面又は本規則にいうその他の種類の情報又は書類をいう。

規則 8 局長と通信する手段

(1) 本条規則は、次の事項についての本規則の要件に適用される。

- (a) 差し出されるべき情報又は書類、又は
- (b) 局長に与えられるべき情報又は書類、又は
- (c) 局長に対してなされるあらゆる種類の請求、連絡又は通信

(2) 要件は、局長に対し、次の通り情報若しくは書類、請求、連絡又は通信を提供することにより満たされる。

- (a) 局長のインターネット・サイトを使用して、又は
- (b) 法第 48 条(1)に従い、又は
- (c) その他局長が容認する手段により

規則 8A 電子的手段による連絡の署名要件

(1) 本条規則は、次の情報又は書類についての本規則の要件に適用される。

- (a) 署名されるべきもの、又は
- (b) そこに署名を含み、又は有すべきもの、又は
- (c) 局長に差し出され、又は与えられるべき署名を含むもの

(2) 要件は次の場合に満たされる。

(a) 情報又は書類に署名することを求められた者が、局長に対し、局長のインターネット・サイトを使い、その者が使用する権限を有する同サイト上のアカウントにログオンすることにより情報又は書類を(署名の有無に拘わらず)提供する場合、又は

(b) 関連する署名を含む電子複製が局長に提供される場合、又は

(c) その他局長が認容する手段による場合

(3) (2) (b)に従って電子複製を提供する者は、次のことをしなければならない。

(a) 当該人が所有し又は管理する紙書類の原本を、法又は本規則に基づく審理又は審判請求であって当該書類が関連する可能性があるものの終了する時まで保持すること、及び

(b) 法若しくは本規則に基づき又は局長の指示により、審理又は審判請求において紙書類を利用できるようにすること

規則 8B 局長は電子的手段により連絡することができる

(1) 本規則において、局長が情報若しくは書類を与え、又は何れかの方法で(書面によるか否かに拘わらず)連絡し若しくは通信する要件は、情報若しくは書類、連絡又は通信を次の

通り提供することにより満たされる。

(a) 局長のインターネット・サイトを使用して、又は

(b) 法第 48 条(1)に従って、又は

(c) 事情により合理的であるその他の手段により

(2) 局長は、(1)(a)に従って提供される情報若しくは書類、連絡又は通信の受領者に対し、次の場合は通知しなければならない。

(a) 受領者が応答しなければならない時間枠がある場合、又は

(b) 事情により局長がそうすることが合理的に期待される場合

規則 8C この部と本規則残余部分との相互関係

(1) 規則 8A(2)(a)の規定は、次の事項には適用されない。

(a) 第 10 部にいう出願を支持して提供される証書、書類、又は証書若しくは書類の公式若しくは認証謄本、又は

(b) 本規則に基づいて提出を要求される証拠、又は

(c) 本規則により要求される司法手続外誓約書又は宣誓供述書

(2) この部における如何なる規定も規則 13(2)、17 又は 18 に優越するものではない。

(3) (1)及び(2)の規定を除き、この部は、本規則における反対の規定に拘わらず適用される。

第3部 様式及び書類

規則9 附則2に定める様式

附則2で規定の様式は、それらが適用できるすべての場合に使用しなければならないが、局長の指示に従って修正することができる。

規則10 書類の寸法等

(1) 如何なる特定の場合にも局長によって行われることのある指示に従うことを条件として、願書、届出書、表示を付した書面、その他法又は本規則に基づいて提出される書類はすべて強力紙によるものとし、また、別段の必要がある場合を除き、片面のみを使用し、寸法はおよそA4判国際寸法で左端部に約5cm幅の余白を置いたものでなければならない。

(2) 法又は本規則に基づいて提出され又は与えられるすべての電子複製は、およそA4国際寸法で左端部に約5cm幅の余白を置いた用紙の片面のみに容易に印刷できるものでなければならない。

規則11 パートナーシップ及び法人による提出書類の署名

(1) パートナーシップが提出する書類は、パートナー、又はパートナーシップに代わり書類に署名することを委任されていると局長が納得するその他の者によって、署名されなければならない。

(2) 法人によって提出される書類は、法人の取締役若しくは秘書役、又は当該書類に署名することを委任されていると局長が納得するその他の者によって署名されなければならない。

第4部 代理人及び通信

規則12 代理人は出願人に代わり行為できる

登録出願、及びその他すべての連絡であって、出願人と局長との間及び意匠の登録所有者と局長又は他の者との間に行われるものは、代理人によって又は代理人を通して行うことができる。

規則13 代理人への委任

(1) 当該出願人、登録所有者、又はその他の者は何人も、手続又は事項に関して様式1又は局長が十分とみなすその他の様式により、代理人指定の旨の委任状に署名の上、これを局長宛てに提出することにより、自己を代表する代理人を指定することができる。

(2) 委任状は、電子複製又は紙書類として提出しなければならない。

規則14 代理人への送達

当該指定の場合は、手続又は事項に関する何らかの書類の代理人宛ての送達は、代理人を指定した本人への送達とみなすものとし、また、手続又は事項に関して当該本人宛てに行われるべき連絡はすべて当該代理人宛てとし、それに関する局長への出頭は、当該代理人が行うか又は代理人を通じて行うことができる。

規則15 代理人承認の拒絶

ニュージーランドにおいて居住もしておらず、事業も営んでいない者については、局長は、法に基づく如何なる手続に関しても代理人として承認することを拒絶しなければならない。

規則16 通信の宛先 [廃止]

規則17 本人の署名が要求されることがある

如何なる特定の場合でも、局長は、適当と認めるときは、出願人又はその他の者本人の署名又は出頭を要求することができる。

規則18 送達宛先

(1) 本規則が関係する如何なる手続でも各出願人、及び登録意匠の所有者として又は権利を有するとして登録された各人は、自らの住居又は営業所の完全な宛先に加え、ニュージーランドにおける送達宛先を局長宛てに提出しなければならない。

(2) 送達宛先は、手続又は意匠に関連するあらゆる目的で、当該出願人又はその者の実際の宛先として扱うことができ、更に登録所有者の場合は、当該所有者の送達宛先として登録簿に記入しなければならない。

(3) 何らかの手続における申請人、又は登録意匠の所有者若しくはそれに権利を有するとして登録された者に対する、当該人の送達宛先向けの書面による連絡は、適正に名宛てされたものとみなされる。

(4) 送達宛先を局長に未届の場合は、その住居又は営業所の宛先を送達宛先とみなす。ただし、その住居又は営業所の宛先がニュージーランド国外の場合はこの限りでなく、その場合

は、ニュージーランドにおける送達宛先が提出されるまで局長は出願審査を実施する必要がないものとする。

第5部 登録出願

規則19 願書の署名

意匠登録の願書は、出願人又はその代理人によって署名されなければならない。

規則20 使用すべき適切な願書様式

意匠登録の願書は様式2又は様式3とし、組物に適用の意匠の場合は、場合に応じて様式4又は様式5とする。

規則20A 出願人は登録証発行の遅延を請求できる

- (1) 意匠の登録出願人は、局長に対し、当該出願の登録証発行を、出願がされた日から15月の期間遅延させるよう請求することができる。
- (2) 局長は、当該請求に応じることができる。

規則21 出願人の死亡

意匠登録の出願人がその出願日後、かつ、意匠登録の実施前に死亡の場合において、当該出願人の死亡につき局長が納得するときは、局長は、当該死亡出願人の名称、宛先及び国籍に代えて、当該意匠を所有する者の名称、宛先及び国籍を、局長が納得するように当該所有権が立証された時点で登録簿に記入することができる。

規則22 複数の物品に係る同一意匠の別個出願

- (1) 複数の物品に係る同一意匠の登録を希望する場合は、各物品について別個の出願をしなければならない。
- (2) 各出願は、明確に区別できる別個の出願として扱われなければならない。

規則23 陳述すべき物品の名称及び意匠の新規特徴

- (1) 各出願は、当該意匠を適用する予定の物品、及び出願人がその所有者であると主張する旨を陳述しなければならない。
- (2) 繊維品、壁紙、又はレースに適用される意匠を登録しようとする出願の場合を除き、出願には新規性を主張する意匠の特徴についての陳述書を更に添付しなければならない。
- (3) [廃止]

規則24 第8条に基づく出願

1又は2以上の物品に関し既に登録済の意匠の登録を求める出願、又はその性質を変更するには十分でなく若しくは実質的にその同一性に影響する程でもない修正若しくは変更を伴う登録済意匠からなる意匠の登録を求める出願の場合において、当該出願に対して第8条による保護を主張することを希望するときは、当該出願は、既になされた登録の番号を含まなければならない。

第6部 表示

規則25 提出すべき意匠の表示

- (1) 意匠登録の出願には、意匠の表示を添えなければならない。
- (2) 意匠が組物に適用される場合は、表示は、組に含まれる異なる物品の各々に適用される意匠を示すものでなければならない。
- (3) 局長は、登録前はいつでも、追加の表示を要求することができる。

規則26 意匠の表示を提供する方法

- (1) 表示は、次の方法で局長に与えられなければならない。
 - (a) 局長の認容する電子ファイル・フォーマットによる1又は複数のデジタル・イメージとして、又は
 - (b) 局長が認容するその他のフォーマットにより
- (2) 各表示は、物品に適用される意匠の新規性特徴を明瞭かつ明白に示していなければならない。
- (3) 各デジタル・イメージは、白黒、グレースケール、又は彩色とすることができる。
- (4) 各デジタル・イメージは、次の通りでなければならない。
 - (a) A4国際寸法の用紙片面に容易に印刷することができ、かつ、
 - (b) 物品の図(例えば、透視図、正面図、側面図、平面図その他)を示して明瞭に表示されていること

規則27 作成 [廃止]

規則28 見本 [廃止]

規則29 語、文字又は数字

語、文字又は数字が意匠に現れるが意匠の本質ではない場合は、それらは、表示から取り除かなければならない。それらが意匠の本質である場合は、局長は、それらを排他的に使用する権利を放棄する旨の語句の挿入を要求することができる。

規則30 表面繰返し模様

表面繰返し模様から構成される意匠の各表示は、完全な模様及び長さ並びに幅についての十分な繰返し部分を示すものでなければならない。

規則31 肖像、記章等

女王陛下若しくは王族の肖像、又は紋章、記章、騎士勲章若しくは勲章の複製、又は国、市、区、町、場所、協会、法人、機関、若しくは個人の旗の複製が意匠に現れる場合において、局長が要求するときは、当該肖像又は複製の登録若しくは使用に対する同意書を、同意を与える権利を有すると局長にとり思料される公務員、その他の者から当該意匠の登録手続前に提出させなければならず、当該同意書のない場合は、局長は当該意匠の登録を拒絶することができる。

規則 32 生存している者の名称又は肖像

生存している者の名称又は肖像が意匠上に現れる場合において、局長が要求するときは、その者から同意書を当該意匠の登録手続前に提出させなければならない。最近死亡した者の場合は、局長は、死者の名称又は肖像が現れている意匠の登録手続前に、その法定代理人に同意を求めることができる。

規則 33 除外意匠

次の物品の何れかに適用される意匠は、法に基づく登録から除外するものとする。すなわち、
(a) 工業的方法で大量生産するためのひな形又は模様として使用され又は使用を意図された塑像物若しくは模型を除いた彫刻作品

(b) 壁飾り額及び記章

(c) 書籍カバー、カレンダー、証明書、クーポン、洋裁用型紙、挨拶状、ちらし広告、地図、図面、葉書、スタンプ、営業広告、取引様式、カード、転写画等を含む主として文学的又は芸術的性格の印刷物

第7部 条約出願

規則 34 要件

- (1) 第 21 条に基づく登録願書は，出願人の依拠する条約国において出願したのが出願人自身か，その法定代理人又は譲受人と主張する者かを問わず，条約国において行われた当該意匠に係る最初の出願である旨の宣言を含まなければならず，外国出願をしたか又は第 21 条 (4) に基づいているとみなされる条約国名，及びその公式出願日を明示しなければならない。
- (2) 各条約出願と共に提出される表示に加えて，条約国における最初の出願に関し提出又は寄託された意匠について，当該条約国の意匠局長により適法に認証済の謄本，若しくは局長の納得するよう証明された謄本を，出願時又は出願後 3 月以内に提出しなければならない。
- (3) 出願に係る証明書又はその他の書類が外国語の場合は，翻訳文がそれに添付され，かつ，司法手続外誓約書又はその他によって局長の納得するよう証明されなければならない。

規則 35 手続

規則 34 によって規定の場合を除き，条約出願に関連した手続はすべて，本規則によって所定の期間内かつ方法によって，行われなければならない。

第 8 部 出願受理の手続

規則 36 局長による異論

出願審査時に、局長にとって当該意匠が法に基づいて登録不可能と認められる場合は、局長はその異論を出願人に書面で明示するものとし、その後 1 月以内に出願人が聴聞を申請しない限り、出願人はその出願を取り下げたものとみなす。

規則 37 聴聞

出願人が聴聞を申請した場合は、聴聞における局長の決定は、書面によって当該出願人宛てに伝達されなければならない。

規則 38 審判請求

出願人が局長の決定に対して審判請求を希望する場合は、その者は、局長にその決定の理由及びその決定に至るに当たり使用した資料を書面によって陳述するよう請求して、当該決定から 1 月以内に様式 6 により申請しなければならない。当該申請を受理したときは、局長は、出願人宛てに前記の書面による陳述書を送付しなければならない。また、審判請求の目的では当該陳述書の送付日を局長の決定日とみなす。

規則 39 未完成

出願の未完成に係る第 7 条(4)の適用上の所定の期間は、出願日から 12 月とする。ただし、期間延長請求が様式 7 により行われた場合は、当該出願は、前記日付から 12 月後 15 月以内に何時でも完成することができる。

規則 40 登録

意匠登録証は、様式 8、様式 9、様式 10、又は様式 11 の何れか適するものを使用するものとするが、局長の指示に従って修正することができる。

第 8A 部 意匠出願の回復

規則 40A 放棄された意匠出願の回復請求

放棄された意匠登録出願の回復を求める，法第 41G 条(2)に基づく請求は，当該出願が法第 7 条(4)に基づいて放棄されたとみなされた日から 3 月以内にしなければならない。

規則 40B 異議申立通知の期間

法第 41I 条(1)に基づく異議申立通知は，規則 40A にいう請求が法第 41G 条(5)に従って公報に公告された日から 2 月以内に局長に与えられなければならない。

規則 40C 意匠を利用する者の保護

(1) 法第 41J 条に基づくすべての命令は，本条規則に定める規定を含み，又はそれらに従わなければならない。

(2) 法第 41J 条(2)にいう者が利用したか又は利用するための一定の措置を講じた意匠に関し，当該人が意匠における著作権を侵害したか又は侵害するという理由で，如何なる訴訟又は他の手続を起し又は実行することもできず，また，ロイヤルティー，損害賠償又は逸失利益を回収することもできない。

(3) ただし，(2)は，当該人が次のことをする限り適用される。

(a) 意匠を利用した方法と一致しているがそれを超えない方法で行為し続けること，又は

(b) 最終的な措置であって，意匠を利用してそれらの措置を完了するためにとられたものと一致する方法で行為し続けること，又は

(c) 最終的措置について，意匠を利用するためにそれらの措置により企図されたものと一致するがそれを超えていない方法で，その完了の結果を使用すること

(4) 誤解を避けるために言えば，(2)にいう保護は，意匠の登録日後いつでも行われる行動に対して適用される。

第9部 著作権存続期間の延長

規則41 著作権存続期間の更なる5年間の延長

著作権存続期間の第2期又は第3期の5年間の延長についての法第12条(2)に基づく申請は、様式12により行わなければならない。

規則42 第3期 [廃止]

規則43 第8条に基づく登録意匠

(1) 第8条によって登録された意匠に係る著作権の存続期間延長に関する申請は、第8条に基づく当該申請書の提出日現在において有効な原登録意匠に係る著作権の存続期間満了前に行わなければならない。

(2) 第8条によって意匠の登録出願が行われたが前記申請書の提出日現在において有効な原登録意匠に係る著作権存続期間がその出願の完成前に満了した場合は、原登録意匠に係る著作権が更に期間延長され、かつ、登録されるべき意匠に係る著作権存続期間の延長申請が提出されるまで、登録は実施されないものとする。

規則44 納付期限の延長

著作権存続期間の延長に係り納付を要する手数料の納付期限延長についての請求は、様式14により行うものとする。

第 9A 部 登録意匠に係る失効した著作権の回復

規則 44A 登録意匠に係る失効した著作権の回復請求

終了した登録意匠に係る著作権の回復についての法第 41A 条(2)に基づく請求は、著作権の終了日から 12 月以内にしなければならない。

規則 44B 異議申立の通知の期間

法第 41E 条(1)に基づく異議申立通知は、規則 44A にいう請求が法第 41D 条(2)に従って公報に公告された日から 2 月以内に局長に与えられなければならない。

規則 44C 意匠を利用する者の保護

(1) 法第 41A 条に基づくすべての命令は、本条規則に定める規定を含み、又はそれらに従わなければならない。

(2) 法第 41F 条(2)(b)にいう者が利用したか又は利用するための一定の措置を講じた登録意匠に関し、当該人が意匠における著作権を侵害したか又は侵害するという理由で、如何なる訴訟又は他の手続を起こし又は実行することもできず、また、ロイヤルティー、損害賠償又は逸失利益を回収することもできない。

(3) ただし、(2)は、当該人が次のことをする限り適用される。

(a) 意匠を利用した方法と一致しているがそれを超えない方法で行為し続けること、又は

(b) 最終的な措置であって、意匠を利用してそれらの措置を完了するためにとられたものと一致する方法で行為し続けること、又は

(c) 最終的措置について、意匠を利用するためにそれらの措置により考慮されたものと一致するがそれを超えていない方法で、その完了の結果を使用すること

(4) 誤解を避けるために言えば、(2)にいう保護は、法第 41A 条に定めるように登録意匠における著作権存続期間が終了した日後(著作権存続期間が延長された日後を含む)のいつでも行われる行動に対して適用される。

第 10 部 譲渡等

規則 45 登録

(1) 譲渡，移転，又は法の適用によって登録意匠若しくは登録意匠の持分を取得するか，又は登録意匠についての譲渡抵当権者，ライセンシーその他として登録意匠に対する何らかの権利を取得するに至った者の権原の登録申請は，次の者が行うものとする。

(a) 第 27 条(1)に基づく申請の場合は，様式 15 により，その権利を取得した者

(b) 第 27 条(2)に基づく申請の場合は，様式 16 により，譲渡人，ライセンサー，又はその他当該権利を与える当事者

(2) 登録意匠所有者の資格に影響を及ぼす趣意のその他の書類の届出について登録簿への記載を求める申請は，様式 17 により行うことができる。

規則 46 書類の謄本

(1) 規則 45 に基づく申請に引用され，かつ，ニュージーランドにおける記録事項である証書その他の書類の公式又は認証謄本は，申請書と共に局長に提出しなければならない。

(2) そのように引用された他の書類は，局長が別段の指示をしない限り，申請書と共に局長に提出し，かつ，当該書類の認証謄本も提出しなければならない。

規則 47 権利を主張する者について必要とされる細目

規則 45(1)に基づく申請書は，権原が主張され又は与えられた根拠となる証書がある場合は，その細目と共に，権利を有すると主張し又は陳述された者の名称，宛先，及び国籍を含まなければならない。

規則 48 利害関係の停止

ある者の名称が譲渡抵当権者又はライセンシーとして登録簿へ記載される場合は，その者は，当人が様式 18 によりその目的で申請するときに，その者が場合に依じて譲渡抵当権者又はライセンシーであることをもはや主張しない旨の注記を登録簿へ記載させることができる。

規則 49 記載事項の変更

(1) 意匠の登録所有者が，その者の意匠に関し登録簿に記載された名称，国籍，住所，又は送達宛先を変更することについての申請は，場合に依じて様式 19 又は様式 20 により行わなければならない。

(2) 名称又は国籍の変更請求について決定を下す前に，局長は，当該変更について適切と認める証拠を要求することができる。

(3) 局長は，当該請求が許容できるものであると納得する場合は，登録簿を相応に変更させなければならない。

規則 50 登録の取消

意匠の登録所有者がその登録の取消を希望する場合は，様式 21 により申請しなければならない。

規則 51 一定の場合における遺産管理状の提出免除

遺言検認書又は遺産管理状の提出免除許可についての、第 41 条に基づく申請は、様式 22 により行うものとし、局長の求めるところに応じて証拠により裏付けられなければならない。

第 11 部 錯誤の訂正

規則 52 申請

登録簿，登録証，又は意匠の登録出願若しくは当該出願の遂行中に又は意匠に関連する争訟手続において提出された何らかの書類における過誤の訂正についての第 29 条(3)に基づく請求は，様式 23 により行うものとする。

規則 53 公告

局長が提案された訂正の内容の通知を要求する場合は，その公告は，当該請求及び提案された訂正の内容を公報に掲載し，また，局長の指示する他の方法(あれば)によって公告しなければならない。

規則 54 異議申立

- (1) 公報に公告の日から 1 月以内に，何人も，当該提案された訂正に対する異議申立の通知を様式 24 により局長宛てに行うことができる。
- (2) 当該各申立書には，その写し，並びに異議申立人の利害の内容，その者の依拠する事実，及びその者の求める救済を詳述した陳述書(正副 2 通)を添付しなければならない。
- (3) 申立書及び陳述書の写しは局長によって当該請求をした者に送付されなければならないが，局長は，以後の手続に関して適切と認める指令(あれば)を発することができる。

規則 55 聴聞

第 29 条(4)に従って聴聞が指定された場合は，当該指定について関係当事者，及び提案された訂正の通知を局長から行ったその他の者に宛てて少なくとも 14 日前の予告を行わなければならない。

第 12 部 証明書及び情報

規則 56 局長による証明書

ニュージーランド以外の国における意匠の登録を取得するために、又は訴訟その他特殊目的のために、局長が法又は本規則によって行うことが授權されている記載、事項又は事柄に関する証明書が必要な場合は、局長は、様式 25 による請求の提出時に、証明書を与えることができるが、それにはそれが前記の通り発行された目的を明記しなければならない。

規則 57 登録証再発行

登録証再発行についての第 26 条(2)に基づく申請は、様式 26 により行うものとし、原登録証を滅失若しくは毀損したか又は提出できない事情を詳述し、かつ、証明する証拠を添付しなければならない。

規則 58 情報請求

(1) 何人も、第 31 条に基づき入手する権利がある情報の入手を希望し、かつ、意匠の登録番号を提供することができる場合は、様式 27 により申請するものとし、その後局長は前記情報を提供しなければならない。

(2) 申請人が意匠の登録番号を提供できない場合は、様式 28 により申請し、局長宛てに物品について適用された意匠の表示又は見本(正副 2 部)を提出しなければならない。局長は、それに対して可能な限り当該物品に適用の意匠類の調査を行い、適正に提供可能な限り当該情報を提供しなければならない。

規則 59 調査請求

局長は、物品に適用された意匠の表示又は見本(正副 2 部)を添付して様式 29 によりその目的での申請があったときは、登録意匠類の調査を行わせ、当該物品に適用の意匠が著作権の存続している当該物品に適用の何らかの登録意匠と同一又は酷似しているか否かを陳述しなければならない。

規則 60 公衆の閲覧に供されない意匠

(1) 局長が第 9 条(1)に基づき意匠の公表を禁止又は制限する指令を発した場合は、その意匠の表示又は見本は、当該指令の有効期間中、公衆の閲覧に供してはならない。

(2) 第 30 条(2)に基づき意匠が公衆の閲覧に供されない期間は、同条に規定のある場合を除き、その登録日から繊維品に適用の意匠に関しては 3 年、並びに壁紙及びレースに適用の意匠に関しては 2 年とする。

第 13 部 強制ライセンス

規則 61 申請

第 14 条に基づく強制ライセンス付与の申請は、様式 30 により行わなければならない。当該申請には、その写し並びに申請人の利害の内容及びその者の当該事案の根拠となっている事実を詳述した陳述書正副 2 通を添付しなければならない。申請書及び事案陳述書の写しは、局長によって登録所有者に回付されなければならない。

規則 62 異議申立

登録所有者が当該申請に対して異議申立を希望する場合は、当該申請に対する異議申立の理由を詳述した陳述書を局長の指定する期間内に提出し、かつ、その写しを申請人に渡さなければならない。

規則 63 申請を支持する証拠

申請人は、局長の指定する期間内にその事案を支持する証拠を提出しなければならず、かつ、その写しを登録所有者に渡さなければならない。

規則 64 答弁の証拠

登録所有者は、局長の指定する期間内に、答弁の証拠を提出することができ、また、その写しを申請人に渡さなければならない。申請人は、局長の指定する期間内に、厳格に答弁のみに限定した証拠を提出することができ、また、その写しを登録所有者に渡さなければならない。

規則 65 証拠閉鎖

局長の許可又は指示のある場合を除き、何れの当事者によっても追加証拠は一切提出できないものとする。

規則 66 聴聞

- (1) 局長は、証拠の完成時又は局長が適当と認める時に、当該事案の聴聞時を指定しなければならない。かつ、当該指定の予告を少なくとも 10 日前に当事者に行わなければならない。
- (2) 何れかの当事者が聴聞を希望する場合は、その者は、様式 31 により局長に届け出なければならない。また、局長は、聴聞日前に当該様式を提出しなかった何れかの当事者の聴聞については拒絶することができる。

規則 67 費用

所有者が争わない強制ライセンスの付与に関する申請の場合は、局長は、申請人宛てに費用を裁定するか否かの決定に当たって、申請書の提出前に申請人によって合理的な通知が登録所有者宛てに行われていたとすれば訴訟手続が回避できたか否かについても酌量しなければならない。

第 14 部 登録の取消

規則 68 申請

第 15 条(2)に基づく意匠登録取消の申請は、様式 32 により行わなければならない。かつ、その写し並びに申請人の利害の内容及びその者が依拠する事実を詳述した陳述書正副 2 通を添付しなければならない。

規則 69 手続

申請書の写しは、局長によって登録所有者に送付されるものとし、その場合規則 62 から規則 66 までの規定が適用される。

規則 70 費用

所有者が争わない意匠の登録取消に関する申請の場合は、局長は、申請人宛てに費用を裁定するか否かの決定に当たって、申請書提出前に申請人によって合理的な通知が登録所有者宛てに行われていたとすれば訴訟手続が回避できたか否かについても酌量しなければならない。

第 15 部 局長への証拠

規則 71 証拠の様式

本規則に基づいて証拠の提出が必要になる場合は、本規則に別段の明示規定がない限り、それは司法手続外誓約書又は宣誓供述書によるものとする。

規則 72 誓約書等の作成

(1) 本規則によって必要とされ、又はそれに基づく何らかの手続に使用される司法手続外誓約書及び宣誓供述書は、それらが関係する事項の先頭に置かれ、連続番号を付した段落に分けられなければならない。また、各段落は、できる限り 1 の主題に限定されなければならない。

(2) 各司法手続外誓約書又は宣誓供述書は、それを作成した者の紹介事項及び真正の住所を記述しなければならない。かつ、それは手書きし、タイプし、石版印刷し、又は印刷したものでなければならない。

規則 73 誓約等の実施

(1) 本規則の適用上、司法手続外誓約書及び宣誓供述書は、次の通り作成し、署名されるものとする。

(a) ニュージーランドにおいて作成の場合、場合に応じて 1927 年治安判事(民間)法又は 1908 年証拠法による所定の方法で

(b) 英連邦のその他の地域又はアイルランド共和国において作成の場合、裁判所、判事、宣誓局長、治安判事(民間)、若しくは訴訟手続のためそこでの宣誓執行を法に基づき授權されている者の面前、又は英連邦代表者の面前で、また

(c) その他の地域において作成の場合、英連邦代表者若しくは公証人の面前、又は判事若しくは治安判事の面前で

(2) 本条規則の適用上、「英連邦代表」とは、(ニュージーランドを含む)英連邦加盟国の大使、高等弁務官、公使、代理大使、領事、通商代表、又は観光庁代表をいい、当該高官に代わり適法に業務を行っている者を含み、更に当該大使、高等弁務官、公使、又は代理大使の職員としての外交書記官も含むものとする。

規則 74 書類上の署名の承認

司法手続外誓約書又は宣誓供述書が面前で作成され署名された証拠としての司法手続外誓約書又は宣誓供述書を受けることを規則 73 によって授權されている者の公印又は署名をその上に添付、押印、又は署名したとされる書類については、当該公印若しくは署名の真実性又は当該誓約書若しくは供述書を受ける者若しくはその権限の公的性格の真実性の証拠なしに、局長が受け入れることができる。

規則 75 追加証拠

局長への手続の如何なる段階においても、局長は、局長の必要とする当該書類、情報、又は証拠については、局長が定める期間内に提供されるように指示することができる。

第 16 部 裁判所への申請及び裁判所の命令

規則 76 申請謄本の局長への送達

裁判所に対して第 28 条に基づく登録簿の変更に係る申請を行った場合は、申請人は、即座に当該申請書の公認謄本を局長宛てに送達しなければならない。局長は、当該申請の届出を登録簿に記載しなければならない。

規則 77 裁判所の命令に基づく行為

法に基づく如何なる事案でも裁判所によって命令が発せられた場合は、当該命令が発せられて有利な者は、即座に様式 33 による申請書を当該命令の公印入り副本又は認証謄本を添付して提出しなければならない。それに対して登録簿について必要な場合は、それに記載、又はその記載事項の修正若しくは削除を行って、変更しなければならない。

第 17 部 雑則

規則 78 1913 年著作権法適用除外の意匠

1913 年著作権法第 30 条の適用上、次の場合は、意匠は同条の趣旨での工業的な方法で大量生産するためのひな形又は模様として使用されるものとみなす。

(a) 当該意匠が 50 を超える単一物品について複製され又は複製を企図している場合。ただし、当該意匠が複製され又は複製を企図している全物品が第 2 条(1)において定義された物品の単一組物を共に形成する場合はこの限りでない。又は

(b) 当該意匠が次の物品に適用される場合

(i) 印刷済壁紙

(ii) じゅうたん、床敷き、又は油布であって、尺単位若しくは反物単位で製造若しくは販売されるもの

(iii) 繊維製反物、又は尺単位若しくは反物単位で製造若しくは販売される繊維製品、又は

(iv) 手製でないレース

規則 79 裁量権

本規則に別段の規定がある場合を除き、局長は、法又は本規則によって局長に与えられている裁量権を意匠登録出願人に不利に行使する前に、出願人が聴聞を受けることができる時期について当該出願人宛てに少なくとも 10 日前の予告をしなければならない。

規則 80 証拠免除の権限

本規則に基づき何人かが何らかの行為若しくは事柄を行うことが必要とされ、又は何らかの書類若しくは証拠の提出、届出が必要とされる場合において、その行為若しくは事柄を行うこと又は書類若しくは証拠の提出、届出について、その様にするのが合理的であると局長が納得したときは、局長が適当と認める証拠の提出時に、かつ、局長が適当と認める諸条件に従うことを条件として、局長はそれを修正又は免除することができる。

規則 81 補正

局長が適当と認める場合は、意匠についての書類、図面、その他表示は補正することができ、手続上の不備は 50 ドルを超えない手数料の納付を含み、局長の指示する条件で修正することができる。

規則 82 期間の延長

本規則に基づき、何らかの行為をなし又は手続をとる本規則で所定の期限については、局長が適当と認める場合は、局長が指示する当事者に対する通知と局長が指示する条件をもって延長することができる。当該延長は、当該行為を行い又は手続をとる期間の満了後でも許可することができる。本条規則に基づく期間の延長申請は、様式 34 により行わなければならない。

規則 83 記録の破棄

(1) 第 7 条(4)に基づき意匠の登録出願が連続 6 年間放棄されたとみなされた場合は、局長

は、当該期間の満了時にその願書、及び当該出願に関連して(ある場合)添付若しくは残置された図面、表示、及び見本を含み、当該出願に係る一切の又は何れかの記録を破棄することができる。

(2) 第 12 条に基づき登録意匠についての著作権が連続 6 年間存続しなかった場合は、局長は、当該期間の満了時に、関係出願並びに当該出願に係る一切の又は何れかの届出記録を、(ある場合)調査目的で必要とされる図面、表示及び見本を除いて、破棄することができる。

第 18 部 廃止及び除外

規則 84 廃止及び除外

- (1) 附則 3 に規定の規則は、本規則により廃止する。
- (2) 1924 年法律解釈法の規定を制限することなく、本規則によって次の通り宣言する。すなわち、本規則による規定の廃止については、そのように廃止された規定又は以前の対応する規定に基づき作成された書類又は行われた一切の事柄に影響しないものとし、更に各当該書類又は事柄については、当該廃止時に存続するか有効であり、かつ、本規則に基づき作成又は行うことができた筈である限り、それが本規則の対応する規定に基づいて作成されたか行われたものとして、かつ、同規定がその書類が作成され又は事柄が行われた時点で有効であったものとして、引き続き効力を有するものとする。

附則 1 手数料

項目	事項	手数料 \$
1	単一物品に適用される 1 意匠又は組物に適用される 1 意匠の登録出願	100.00
2	法第 12 条(2)に基づく著作権の第 2 期への期間延長申請	100.00
3	法第 12 条(2)に基づく著作権の第 3 期への期間延長申請	200.00
4	異議申立人による異議申立の全通知	300.00
5	局長の聴聞, 各当事者について	750.00
6	登録簿からの全証明書, 認証謄本又は抄本	30.00
7	写真複写－ 1 頁当たり(局での複写) 1 頁当たり(セルフサービス)	0.89 0.18

附則 2 様式(省略)

附則 3 廃止された規則(省略)